

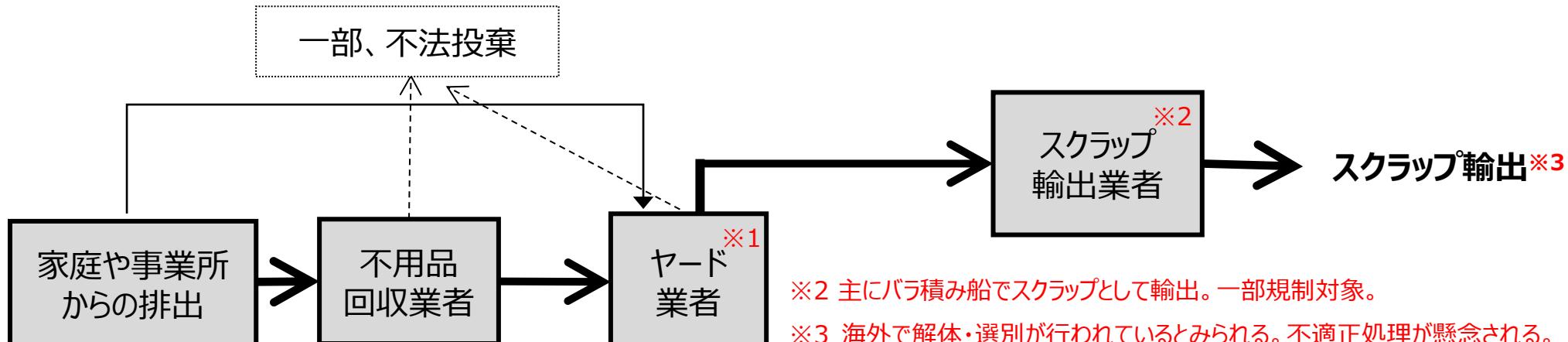
「不適正ヤード」問題への対応について

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
令和6年8月15日



「不適正ヤード」問題への対応について①

- ① 平成29年の廃棄物処理法の改正により、新たに「有害使用済機器保管等届出制度」を創設。しかし、当該制度に基づく届出件数は計547件（R5.9時点）に留まる。
- ② 「有害使用済機器保管等届出制度」の規制対象は、リサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）に限定。
- ③ 規制対象外の金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音や悪臭、公共水域や土壌の汚染、火災の発生等が報告されている。また、不適正なヤード業者を経由して金属資源等が海外に流出しているとの指摘もある。
- ④ 一部の自治体においては、廃棄物や有害使用済機器に該当しない、いわゆる再生資源物の保管に関する規制を設ける条例を制定しているが、条例が制定された自治体から制定されていない自治体に事業場を移転する動きがあるとの指摘もある。



令和7年度が平成29年廃棄物処理法改正の施行後5年点検の時期であるため、以下について実態把握を行う。

- 1 有害使用済機器保管等届出制度に基づく届出状況
- 2 条例の制定状況（規制対象品目、制度概要等）
- 3 金属スクラップ等の流通経路
- 4 有害性の高い品目（鉛蓄電池、リチウム電池等）の処理状況

令和6年度は、自治体・事業者等からヒアリング等を行うとともに、現行制度の運用状況や課題や新たな規制のあり方について議論するための有識者会議を新たに設置し、本検討会との合同会議とするなどの方法により開催を予定。